

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月26日(2025.5.26)

【公開番号】特開2024-14209(P2024-14209A)

【公開日】令和6年2月1日(2024.2.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-020

【出願番号】特願2022-116871(P2022-116871)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 6 6 1

A 63 F 5/04 6 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月16日(2025.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口部を有する箱状に形成された本体部材と、

ヒンジ機構を用いて前記本体部材に対して開閉可能に取り付けられた扉部材と、

複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する所定の基板と、を備え、

前記複数種類の部品には、第1部品と、前記第1部品と同じ性能を有する第2部品と、前記第1部品とは異なる性能を有する第3部品と、前記第1部品、前記第2部品および前記第3部品とは異なる性能を有する第4部品とが含まれ、

前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、

前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、

前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、

前記第4部品は複数のリード線4を有し、

前記第1部品のリード線1aは前記所定の基板のスルーホール1cに前記第1面部側から挿入され、

前記第1部品のリード線1bは前記所定の基板のスルーホール1dに前記第1面部側から挿入され、

前記スルーホール1cと前記スルーホール1dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分1とし、

前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり

前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn2度であり

前記第2部品のリード線2aは前記所定の基板のスルーホール2cに前記第1面部側から挿入され、

前記第2部品のリード線2bは前記所定の基板のスルーホール2dに前記第1面部側から挿入され、

40

50

前記スルーホール2cと前記スルーホール2dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分2とし、

前記第2面部から突出した前記リード線2aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn3度であり

前記第2面部から突出した前記リード線2bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分2に対する角度がn4度であり

前記第3部品のリード線3aは前記所定の基板のスルーホール3cに前記第1面部側から挿入され、

10

前記第3部品のリード線3bは前記所定の基板のスルーホール3dに前記第1面部側から挿入され、

前記スルーホール3cと前記スルーホール3dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分3とし、

前記第2面部から突出した前記リード線3aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分3に対する角度がn5度であり

前記n1度と前記n3度は略同一の角度であり、

前記n2度と前記n4度は略同一の角度であり、

前記n1度と前記n5度は異なった角度であり、

20

前記第1面部には、所定の部品情報が印刷されており、

前記本体部材の内面部または、前記扉部材の裏面部に前記所定の基板が設けられた状態において、前記所定の部品情報は、左から右への向きに文字が並ぶ横書きの様で印刷されているか、または下から上への向きに文字が並ぶ横書きの様で前記第1面部に印刷されており、

前記第4部品の前記複数のリード線4は前記所定の基板の複数のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記複数のリード線4の高さは、前記第2面部から突出した前記リード線3aおよび前記リード線3bの高さよりも高いことを特徴とする遊技機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、開口部を有する箱状に形成された本体部材と、ヒンジ機構を用いて前記本体部材に対して開閉可能に取り付けられた扉部材と、複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する所定の基板と、を備え、前記複数種類の部品には、第1部品と、前記第1部品と同じ性能を有する第2部品と、前記第1部品とは異なる性能を有する第3部品と、前記第1部品、前記第2部品および前記第3部品とは異なる性能を有する第4部品とが含まれ、前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、前記第4部品は複数のリード線4を有し、前記第1部品のリード線1aは前記所定の基板のスルーホール1cに前記第1面部側から挿入され、前記第1部品のリード線1bは前記所定の基板のスルーホール1dに前記第1面部側から挿入され、前記スルーホール1cと前記スルーホール1dとを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分1とし、前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり、前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記所

40

50

定の仮想線分 1 に対する角度が n_2 度であり、前記第 2 部品のリード線 2 a は前記所定の基板のスルーホール 2 c に前記第 1 面部側から挿入され、前記第 2 部品のリード線 2 b は前記所定の基板のスルーホール 2 d に前記第 1 面部側から挿入され、前記スルーホール 2 c と前記スルーホール 2 d とを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分 2 とし、前記第 2 面部から突出した前記リード線 2 a は、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第 2 面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分 2 に対する角度が n_3 度であり、前記第 2 面部から突出した前記リード線 2 b は、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第 2 面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分 2 に対する角度が n_4 度であり、前記第 3 部品のリード線 3 a は前記所定の基板のスルーホール 3 c に前記第 1 面部側から挿入され、前記第 3 部品のリード線 3 b は前記所定の基板のスルーホール 3 d に前記第 1 面部側から挿入され、前記スルーホール 3 c と前記スルーホール 3 d とを結んでなる仮想線分を所定の仮想線分 3 とし、前記第 2 面部から突出した前記リード線 3 a は、前記所定の基板を所定の向きにした状態で前記第 2 面部を平面視したときに、前記所定の仮想線分 3 に対する角度が n_5 度であり、前記 n_1 度と前記 n_3 度は略同一の角度であり、前記 n_2 度と前記 n_4 度は略同一の角度であり、前記 n_1 度と前記 n_5 度は異なった角度であり、前記第 1 面部には、所定の部品情報が印刷されており、前記本体部材の内面部または、前記扉部材の裏面部に前記所定の基板が設けられた状態において、前記所定の部品情報は、左から右への向きに文字が並ぶ横書きの態様で印刷されているか、または下から上への向きに文字が並ぶ横書きの態様で前記第 1 面部に印刷されており、前記第 4 部品の前記複数のリード線 4 は前記所定の基板の複数のスルーホールに前記第 1 面部側から挿入され、前記第 2 面部から突出した前記複数のリード線 4 の高さは、前記第 2 面部から突出した前記リード線 3 a および前記リード線 3 b の高さよりも高いことを特徴とする。

10

20

30

40

50